

○北方町ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北方町広告掲載に関する要綱(平成22年北方町告示第35号。以下「要綱」という。)に基づき、北方町のホームページ(以下「町ホームページ」という。)への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 町ホームページに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページの内容の範囲は、要綱第3条及び北方町広告掲載基準(平成22年北方町告示第36号)の規定によるものとする。

(広告の掲載場所等)

第4条 広告の掲載場所は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 トップページ下段
- (2) 掲載枠数 30枠

(広告の規格)

第5条 広告の1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル、横150ピクセル
- (2) 形式 GIF(アニメーション可)、JPEG、PNG
- (3) データ容量 50KB以内

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、最長1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載枠に空きがあるときは、再掲載を妨げ

ない。

(広告の募集)

第 7 条 広告掲載の募集は、町ホームページ及び広報きたがたにて行うものとする。ただし、町ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)が広告枠数に満たないときは、随時募集又は個別に案内することができる。

2 申込者が募集件数を超えるときは、抽選による。

(広告掲載料)

第 8 条 広告掲載料は、1 枠当たり月額 3,000 円とする。ただし、地方公共団体が掲載する広告については無料とする。

2 広告を掲載する者(以下「広告主」という。)は、原則として広告掲載料を町長の指定する期日までに一括して前納するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第 9 条 申込者は、北方町ホームページ広告掲載申込書(様式第 1 号。以下「申込書」という。)に広告案を添付し、指定された期日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、申込書を受理したときは、その内容等を審査し、速やかに広告掲載の可否を決定し、北方町ホームページ広告掲載決定(却下)通知書(様式第 2 号)により、申込者に通知するものとする。

(広告内容の変更)

第 10 条 広告主は、リンク先や広告画像を変更する場合は、変更の 10 日前までに町長に申し出なければならない。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、町ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。